

平成31年3月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

平成31年3月定例教育委員会提出案件

(平成31年3月29日提出)

(議案事項)

議第18号	中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について	P	1
議第19号	新中津市学校の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について	P	19
議第20号	中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について	P	31
議第21号	木村記念美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について	P	35
議第22号	中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則の一部改正について	P	49
議第23号	中津市歴史博物館の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について	P	53

(報告事項)

報 告	平成31年第1回定例市議会一般質問について	P	61
報 告	教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について	P	67

中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定
について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年3月29日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市歴史民俗資料館管理条例施行規則を中津市歴史博物館設置条例施行規則とする全部改正についての概要

1. 提案理由

中津市歴史民俗資料館の老朽化が進み、また、図書館として建築された建物で歴史資料館として利用しづらかったことから、これを廃止し、新たに歴史博物館を設置するもの。

2. 内容

中津市歴史民俗資料館を廃止し、中津市歴史博物館を設置するため設置及び管理に関する条例施行規則を全部改正する。

3. 施行期日等

施行期日 中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行の日

社会教育課管理・文化振興係
(内線 484)

中津市歴史民俗資料館設置条例施行規則の全部を改正する規則をここに交付する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則

中津市歴史民俗資料館設置条例施行規則（平成4年中教規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成31年中津市条例第 号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、中津市歴史博物館（以下「博物館」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（観覧料の減免申請）

第2条 条例第7条第1項の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、中津市歴史博物館観覧料減免申請書（様式第1号）を観覧しようとする日の7日前までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、中津市歴史博物館観覧料減免許可書（様式2号）を交付するものとする。

（資料の寄贈又は寄託）

第3条 博物館は、市内の歴史に関する資料、市民の習俗に関する資料、美術工芸品等（以下「資料等」という。）について収集し、保管し、又は展示する必要があると認められるものの寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈しようとする者は、あらかじめ資料寄贈申出書（様式3号）を、寄託しようとする者は、資料寄託申出書（様式4号）を中津市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出するものとする。

3 委員会が、寄贈の申し出に係る資料等の受領又は寄託の申し出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄託した者に寄贈資料受領書（様式5号）を、資料

等を寄託した者に寄託資料預り証（様式6号）を交付する。

（所蔵資料の館外貸出し）

第4条 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「所蔵資料」という。）の館外貸出しは行なわない。ただし、学術上の調査研究又は教育の普及の目的のために使用されるものであり、かつ、所蔵資料の取扱い上の安全性が確認されるものであるときは、館外貸出しをおこなうことができる。

2 前項ただし書の規定による所蔵資料の館外貸出しを受けようとする者は、委員会に所蔵資料貸出許可申請書（様式7号）を提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、館外貸出しの申請に係る所蔵資料が寄託された資料であるときは、寄託者の承諾を必要とする。

3 委員会は、前項の規定により所蔵資料の館外貸出しを許可したときは、当該許可をした者に所蔵資料貸出許可書（様式8号）を交付する。

（貸出期間）

第5条 所蔵資料の館外貸出期間は、30日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 委員会は、貸出期間中であっても、貸し出した所蔵資料の返還を求めることができる。

（所蔵資料の特別利用）

第6条 学術上の調査研究のため所蔵資料の閲覧、模写、模造、撮影若しくは複写のための利用（以下「特別利用」という。）をしようとする者又は特別利用により得たものを刊行物に掲載しようとする者は、所蔵資料特別利用許可申請書（様式9号）を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該申請に係る所蔵資料が寄託された資料であるときは、第4条第2項後段の規定を準用する。

2 委員会は、前項の規定により所蔵資料の特別利用を許可したときは、当該許可をした者に所蔵資料特別利用許可書（様式10号）を交付する。

（特別利用の制限）

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しない。

（1） 所蔵資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。

（2） その他、委員会が特別利用をすることを不相当と認めるとき。

2 特別利用による所蔵資料の館外貸出しは、許可しない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(施設、資料等の毀損滅失)

第8条 観覧者は、建物、設備、器具及び資料を毀損し、又は滅失したときには、直ちに職員にその旨を届け出て、その指示に従わなければならない。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第9条 条例第10条第1項の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合にあっては、第8条第1項の規定中「職員」とあるのは、「指定管理者又は博物館の管理に従事している者」とする。

2 指定管理者は、条例第10条第3項の規定により読み替えられた条例第4条第2項の規定により開館時間を変更するとき又は条例第5条第2項の規定により休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定めるときは、中津市歴史博物館開館時間等変更承認願(様式第11号)により、委員会の承認を受けなければならない。

(利用料金を指定管理者に収入として収受させる場合の取扱い)

第10条 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により利用料金の額を定めるときは、中津市歴史博物館利用料金承認願(様式第12号)により委員会の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を決定するとともに、決定した利用料金の額を周知しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

中津市歴史博物館観覧料減免申請書

年 月 日

中津市長 あて

申請者

次のとおり、観覧料の減免を申請します。

申請の理由			
日時			
責任者		人員	
※減免額			

※ の箇所は記入しないで下さい。

様式第2号（第2条関係）

中津市歴史博物館観覧料減免許可書

年 月 日

殿

中津市長

次のとおり、観覧料の減免を許可します。

許可の内容	
日時	
減免額	
条件等	<ul style="list-style-type: none">・入館に際しては、この許可書を館務員に提示して下さい。・許可された内容以外のことに利用しないで下さい。

様式第4号（第3条関係）

資料寄託申出書

年 月 日

中津市教育委員会 あて

住 所 〒

氏 名

印

連絡先

中津市歴史博物館に下記の資料の寄託を申出ます。

記

資 料 名	数量	備 考

寄託期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（期間満了時に寄託者からの返還の請求がなかった場合は自動的に寄託期間が延長されたものとする。）

寄 贈 資 料 受 領 書

年 月 日

殿

中津市教育委員会

この度は、中津市歴史博物館に資料の寄贈をいただき、誠に有り難うございました。下記のとおり受領致しましたので、今後の中津市の文化財行政に活用させていただきます。

記

資料名	員数	備考
	計 点	

寄託資料預り証

年 月 日

殿

中津市教育委員会

下記資料について確かにお預かり致しました。注意をもって保管し今後の中津市の文化財行政に活用させていただきます。

記

資 料 名	数 量	備 考

寄託期間 年 月 日 ～ 年 月 日

（期間満了時に寄託者からの返還の請求がなかった場合は自動的に寄託期間が延長されたものとする。）

様式第7号（第4条関係）

所蔵資料貸出許可申請書

年 月 日

中津市教育委員会 あて

住 所 〒

氏 名

㊞

連絡先

下記のとおり、中津市歴史博物館所蔵資料の貸出許可を申請します。

記

貸出の目的	展示 ・ 撮影 ・ 模写 ・ 教材 ・ その他（ ）	
貸出の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
貸出の許可 をうけよう とする歴史 資料等	資料名	数量
利用場所		

所蔵資料貸出許可書

年 月 日

殿

中津市教育委員会

下記のとおり、中津市歴史博物館所蔵資料の貸出を許可します。

記

貸出の目的	展示 ・ 撮影 ・ 模写 ・ 教材 ・ その他（ ）	
貸出の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
貸出を許可する歴史資料等	資料名	数量 計 点
利用場所		
利用条件	1 許可された目的以外に使用しないこと 2 職員の指示に従うこと 3 展示・掲載等にあたり、資料の所属を明記すること	

所蔵資料特別利用許可申請書

年 月 日

中津市教育委員会 あて

住 所

氏 名

印

連絡先

下記のとおり、中津市歴史博物館所蔵資料の特別利用許可を申請します。

記

特別利用の 目的	撮影（映像・写真）・放映・掲載・模写・模造・教材・その他（ ）	
特別利用の 期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
特別利用の 許可をしようとする歴 史資料等	資料名	数量
特別利用の 方法		

所蔵資料特別利用許可書

年 月 日

殿

中津市教育委員会

下記のとおり、中津市歴史博物館所蔵資料の特別利用を許可します。

記

特別利用の 目的	撮影（映像・写真）・放映・掲載・模写・模造・教材・その他（ ）	
特別利用の 期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
特別利用を 許可する 歴史資料等	資料名	数量
		合計 点
利用場所		
利用条件	1 許可された目的以外に使用しないこと 2 職員の指示に従うこと 3 掲載等にあたり、資料の所属を明記すること	

中津市歴史博物館開館時間等変更承認願

年 月 日

中津市教育委員会 あて

住 所

氏 名

㊞

連絡先

次のとおり、中津市歴史博物館の開館時間（休館日）を変更したいので承認願います。

変更の理由		
変更の内容	開館時間	
	休館日	
備 考		

様式第12号（第10条関係）

中津市歴史博物館利用料金承認願

年 月 日

中津市長 あて

住 所

氏 名

印

連絡先

次のとおり、中津市歴史博物館の利用料金の額を設定したいので承認願います。

利用者の区分	利用料金の額（観覧料・使用料）
備 考	

新中津市学校の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年3月29日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

新中津市学校の設置及び管理に関する条例施行規則の概要

1. 趣旨

新たに設置する新中津市学校の設置及び管理に関する条例施行規則を制定するもの

2. 制定内容

新中津市学校の設置及び管理に関する条例施行規則の制定

3. 説明

中津市歴史博物館の建設に伴い閉館した中津市歴史民俗資料館の施設を整備し、学生や一般市民の勉学、交流場所、福澤研究の九州の拠点となる施設として設置する新中津市学校の設置及び管理に関する規則を制定するもの。

4. 施行期日等

施行期日 新中津市学校の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行

教育委員会社会教育課管理・
文化振興係
(内線 484)

新中津市学校の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

新中津市学校の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新中津市学校の設置及び管理に関する条例（平成31年中津市条例第 号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、新中津市学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第7条第1項の規定により、集会室の使用の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、新中津市学校集会室使用申請書（様式1号）により、中津市教育委員会（以下「委員会」という。）に使用の許可を申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の3月前から行うことができる。

(使用の許可)

第3条 委員会は、集会室の使用を許可するときは、新中津市学校使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用料の納付)

第4条 集会室の使用の許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、許可書の交付の際、使用料を納めなければならない。

(使用時間等の延長)

第5条 使用の許可を受けた申請者（以下「使用者」という。）は、使用を開始した後においては、使用時間又は使用期間（以下「使用時間等」という。）を延長することができない。ただし、委員会が必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書により委員会が使用時間等の延長を認めたときは、使用者は、延長

された使用時間等に係る使用料を直ちに納めなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条第1項ただし書の規定に基づき、使用料を減免することができる場合及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市又は各種団体が主催又は共催する公共的な行事のために使用する場合
全額

(2) その他市長が特に減免すべき理由があると認める場合 市長が必要と認める額

2 使用者は、前項の規定により使用料の減免を受けようとするときは、新中津市学校施設使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を決定したときは、新中津市学校使用料減免決定通知書(様式第4号)により当該申請を行った使用者に通知するものとする。

(許可書の提示)

第7条 使用者は集会室を使用しようとするときは、許可書を職員に提示しなければならない。職員の要求があったときも同様とする。

(施設、資料等の毀損滅失)

第8条 使用者は、建物、設備、器具及び資料を毀損し、又は滅失したときには、直ちに職員にその旨を届け出て、その指示に従わなければならない。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第9条 条例第12条第1項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項	中津市教育委員会(以下「委員会」という。)	指定管理者
第3条、第5条	委員会	指定管理者
第7条、第8条	職員	指定管理者又は施設の管理に従事している者

2 指定管理者は、条例第12条第3項の規定により読み替えられた条例第4条第1項の規定に基づき開館時間を変更し、又は条例第5条第2項の規定に基づき臨時に休日を定めるときは、新中津市学校開館時間・休館日変更承認申請書(様式第5号)により、市長の承認を受けなければならない。

(利用料金を指定管理者に収入として収受させる場合の取扱い)

第10条 条例第13条第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、第4条及び第5条第2項の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 指定管理者は、条例第13条第2項の規定に基づき利用料金の額を定めるときは、新中津市学校利用料金承認申請書(様式第6号)により、市長の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を決定するとともに、決定した利用料金の額を周知しなければならない。

4 条例第13条第3項の規定に基づき、利用料金を減免することができる場合は、第6条第1項各号に掲げる場合とする。

(様式に関する特例)

第11条 指定管理者は、市長の承認を受けて、この規則に定める様式(様式第5号及び様式第6号を除く。)に所要の変更を加えて使用することができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

新中津市学校集会室使用申請書

年 月 日

中津市教育委員会あて

申請者住所
申請者指名
連絡先

下記のとおり新中津市学校集会室を使用したいので許可を申請します。

団体名（責任者）	
目的	
使用期間	月 日（曜日） 午前・午後 時 分から 時 分まで
人数	
使用料	有料： 円 ・ 無料

新中津市学校集会室使用許可書

_____様

年 月 日付で申請のあった件について、下記のとおり許可します。

団 体 名	
使 用 期 間	月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分から 時 分まで
使 用 料	有料： 円 ・ 無料

年 月 日

中津市教育委員会 ⑩

新中津市学校集会室使用料減免申請書

年 月 日

中津市長 あて

申請者

次のとおり、使用料の減免を申請します。

使用目的			
使用期間	月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分から 時 分まで		
責任者		使用人数	
※減免額			

※ の箇所は記入しないで下さい。

新中津市学校使用料減免決定通知書

年 月 日

殿

中津市長

次のとおり、使用料の減免を決定致します。

決定の内容	<ul style="list-style-type: none">・全額免除・一部減免（減免額） _____ 円
使用期間	月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分から 時 分まで
減免額	
条件等	<ul style="list-style-type: none">・入館に際しては、この許可書を館務員に提示して下さい。・許可された内容以外のことに使用しないで下さい。

新中津市学校開館時間・休館日変更承認申請書

年 月 日

中津市教育委員会 あて

住 所

氏 名

印

連絡先

次のとおり、新中津市学校の開館時間（休館日）を変更したいので承認願います。

変更の理由		
変更の内容	開館時間	
	休館日	
備 考		

様式第6号（第10条関係）

新中津市学校利用料金承認願

年 月 日

中津市長 あて

住 所

氏 名

印

連絡先

次のとおり、新中津市学校の利用料金の額を設定したいので承認願います。

利用の区分	利用料金の額
備 考	

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年3月29日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び 管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1. 提案理由

中津市歴史民俗史料館廃止及び中津市歴史博物館設置に伴い、名称の改正を行なう必要があるため、規則の一部改正を行なうもの

2. 内容

- ・ 名称を中津市歴史民俗資料館分館から中津市歴史博物館分館に改正を行なうもの

3. 施行期日等

施行期日 中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行

社会教育課管理・文化振興係
(内線 484)

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年中教規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「中津市歴史民俗資料館」を「中津市歴史博物館」に改める。

第1条中「中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例」を「中津市歴史博物館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例」に、「中津市歴史民俗資料館分館医家史料館（以下）」を「中津市歴史博物館分館医家史料館（以下）」改める。

第2条第1項中「中津市歴史民俗資料館分館医家史料館観覧料減免申請書」を「中津市歴史博物館分館医家史料館観覧料減免申請書」に改め、同条第2項中「中津市歴史民俗資料館分館医家史料館観覧料減免許可書」を「中津市歴史博物館分館医家史料館観覧料減免許可書」に改める。

第10条第2項中「中津市歴史民俗資料館分館医家史料館開館時間等変更承認願」を「中津市歴史博物館分館医家史料館開館時間等変更承認願」に改める。

第11条中第1項中「中津市歴史民俗資料館分館医家史料館利用料金承認願」を「中津市歴史博物館分館医家史料館利用料金承認願」に改める。

附 則

この規則は、中津市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成31年中津市条例第 号）の施行の日から施行する。

新旧対照表

○中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例施行規則

改正後	改正前
<p>中津市歴史博物館 分館医家史料館の設置及び管理に関する条例施行規則</p>	<p>中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例施行規則</p>
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この規則は、中津市歴史博物館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例(平成8年中津市条例第4号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、中津市歴史博物館分館医家史料館(以下「医家史料館」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この規則は、中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例(平成8年中津市条例第4号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、中津市歴史民俗資料館分館医家史料館(以下「医家史料館」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(観覧料の減免申請)</p>	<p>(観覧料の減免申請)</p>
<p>第2条 条例第7条第1項ただし書の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、中津市歴史博物館分館医家史料館観覧料減免申請書(様式第1号)を観覧しようとする日の7日前までに、中津市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。</p>	<p>第2条 条例第7条第1項ただし書の規定に基づき観覧料の減免を受けようとする者は、中津市歴史民俗資料館分館医家史料館観覧料減免申請書(様式第1号)を観覧しようとする日の7日前までに、中津市教育委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。</p>
<p>2 委員会は、前項の許可をしたときは、中津市歴史博物館分館医家史料館観覧料減免許可書(様式第2号)を交付するものとする。 (指定管理者が管理を行う場合の取扱い)</p>	<p>2 委員会は、前項の許可をしたときは、中津市歴史民俗資料館分館医家史料館観覧料減免許可書(様式第2号)を交付するものとする。 (指定管理者が管理を行う場合の取扱い)</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第10条 略</p>
<p>2 指定管理者は、条例第10条第3項の規定により読み替えられた条例第4条第2項の規定により開館時間を変更するとき又は条例第5条第2項の規定により臨時に休館日を定めるときは、中津市歴史博物館分館医家史料館開館時間等変更承認願(様式第11号)により、委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>2 指定管理者は、条例第10条第3項の規定により読み替えられた条例第4条第2項の規定により開館時間を変更するとき又は条例第5条第2項の規定により臨時に休館日を定めるときは、中津市歴史民俗資料館分館医家史料館開館時間等変更承認願(様式第11号)により、委員会の承認を受けなければならない。</p>
<p>(利用料金を指定管理者に収入として収受させる場合の取扱い)</p>	<p>(利用料金を指定管理者に収入として収受させる場合の取扱い)</p>
<p>第11条 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により利用料金の額を定めるときは、中津市歴史博物館分館医家史料館利用料金承認願(様式第12号)により委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>第11条 指定管理者は、条例第11条第2項の規定により利用料金の額を定めるときは、中津市歴史民俗資料館分館医家史料館利用料金承認願(様式第12号)により委員会の承認を受けなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

木村記念美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年3月29日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則についての概要

1. 提案理由

中津市木村記念美術館別棟の解体に伴い、和室等の使用について改正の必要があるため条例施行規則の一部改正を行なうもの。

2. 内容

中津市木村記念美術館別棟の解体に伴い、これを管理するための条例施行規則を一部改正する。

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

社会教育課文化芸術係
(内線 486)

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 22 年中教規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「並びに別棟の和室及び茶室」を削り、「以下「和室等」という」を「以下「和室」という」に、「中津市木村記念美術館和室等使用許可申請書」を「中津市木村記念美術館和室使用許可申請書」に改める。

第 3 条中「中津市木村記念美術館和室等使用許可書」を「中津市木村記念美術館和室使用許可書」に改める。

第 4 条中「和室等」を「和室」に改める。

第 5 条第 1 項中「又は和室等」を「又は和室」に、「中津市木村記念美術館和室等使用料免除申請書」を「中津市木村記念美術館和室使用料免除申請書」に、同条第 2 項中「中津市木村記念美術館和室等使用料免除許可書」を「中津市木村記念美術館和室使用料免除許可書」に改める。

様式第 1 号中「中津市木村記念美術館和室等使用許可申請書」を「中津市木村記念美術館和室使用許可申請書」に、「、中津市木村記念美術館和室等」を「、中津市木村記念美術館和室」に、

「

使用施設	館内和室	別棟和室 1	別棟和室 2	茶室
------	------	--------	--------	----

」を

「

使用施設	館内和室
------	------

」に改

める。

様式第2号中「中津市木村記念美術館和室等使用許可書」を「中津市木村記念美術館和室使用許可書」に、「、中津市木村記念美術館和室等」を「、中津市木村記念美術館和室」に、

「

使用施設	館内和室	別棟和室1	別棟和室2	茶室
------	------	-------	-------	----

」を

「

使用施設	館内和室
------	------

」に改

める。

様式第4号中「中津市木村記念美術館和室等使用料免除申請書」を「中津市木村記念美術館和室使用料免除申請書」に、

「

使用施設	館内和室	別棟和室1	別棟和室2	茶室
------	------	-------	-------	----

」を

「

使用施設	館内和室
------	------

」に改

める。

様式第6条中「中津市木村記念美術館和室等使用許可申請書」を「中津市木村記念美術館和室使用許可申請書」に、

「

使用施設	館内和室	別棟和室1	別棟和室2	茶室
------	------	-------	-------	----

」を

「

使用施設	館内和室
------	------

」に改

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式第1号、様式第2号、様式第4号及び式第6号の規定による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(様式第 1 号)

中津市木村記念美術館和室使用許可申請書

年 月 日

中津市教育委員会 あて

申請者 住 所
氏 名
電 話

印

次のとおり、中津市木村記念美術館和室の使用の許可を申請します。

使用目的			
使用日	年 月 日	人数	人
使用時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	午前 時 分	午後 時 分
使用施設	館内和室		
使用設備器具等			
※使用料	円		
備考			

※欄には記入しないでください。

(様式第2号)

中津市木村記念美術館和室使用許可書

年 月 日

様

中津市教育委員会

次のとおり、中津市木村記念美術館和室の使用を許可します。

使用目的			
使用日	年 月 日	人数	人
使用時間	午前 時 分 ~	午後 時 分	
使用施設	館内和室		
使用設備器具等			
使用料	円		
備考			

(様式第4号)

年 月 日

中津市長 あて

申請者

住所

氏名

印

中津市木村記念美術館和室使用料免除申請書

次のとおり、使用料の免除を申請します。

申請の理由	
使用施設	館内和室
日 時	年 月 日 午前 午後 時 分 ~ 午前 午後 時 分
使用人員	
備 考	

(様式第6号)

年 月 日

様

中津市長 印

中津市木村記念美術館和室使用料免除許可書

次のとおり、使用料を免除します。

使用施設	館内和室
日 時	年 月 日 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分
使用人員	
備 考	

新旧対照表

○中津市木村記念美術館の設置及び管理に関する条例施行規則

改正後	改正前
<p>(使用の許可申請)</p> <p>第2条 条例第8条第1項の規定により美術館内の和室_____ (これらに附帯する施設を含む。以下「和室」という。) を使用しようとする者 (以下「申請者」という。) は、<u>中津市木村記念美術館和室使用許可申請書</u> (様式第1号) を、中津市教育委員会 (以下「委員会」という。) に提出しなければならない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 委員会は、前条の規定による申請を受けた場合は、内容を審査し、<u>適当と認めるときは、中津市木村記念美術館和室使用許可書</u> (様式第2号) を申請者に交付するものとする。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第4条 <u>和室</u> の使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に復さなければならない。</p> <p>(観覧料の減免申請等)</p> <p>第5条 条例第7条第1項ただし書又は条例第9条第1項ただし書の規定により観覧料の減免<u>又は和室</u> の使用料の免除を受けようとする者は、<u>中津市木村記念美術館観覧料減免申請書</u> (様式第3号) 又は<u>中津市木村記念美術館和室使用料免除申請書</u> (様式第4号) を、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、内容を審査し、<u>適当と認めるときは、中津市木村記念美術館観覧料減免許可書</u> (様式第5号) 又は<u>中津市木村記念美術館和室使用料免除許可書</u> (様式第6号) を、当該申請を行った者に交付するものとする。</p>	<p>(使用の許可申請)</p> <p>第2条 条例第8条第1項の規定により美術館内の和室<u>並びに別棟の和室及び茶室</u> (これらに附帯する施設を含む。以下「和室等」という。) を使用しようとする者 (以下「申請者」という。) は、<u>中津市木村記念美術館和室等使用許可申請書</u> (様式第1号) を、中津市教育委員会 (以下「委員会」という。) に提出しなければならない。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 委員会は、前条の規定による申請を受けた場合は、内容を審査し、<u>適当と認めるときは、中津市木村記念美術館和室等使用許可書</u> (様式第2号) を申請者に交付するものとする。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第4条 <u>和室等</u> の使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に復さなければならない。</p> <p>(観覧料の減免申請等)</p> <p>第5条 条例第7条第1項ただし書又は条例第9条第1項ただし書の規定により観覧料の減免<u>又は和室等</u> の使用料の免除を受けようとする者は、<u>中津市木村記念美術館観覧料減免申請書</u> (様式第3号) 又は<u>中津市木村記念美術館和室等使用料免除申請書</u> (様式第4号) を、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、内容を審査し、<u>適当と認めるときは、中津市木村記念美術館観覧料減免許可書</u> (様式第5号) 又は<u>中津市木村記念美術館和室等使用料免除許可書</u> (様式第6号) を、当該申請を行った者に交付するものとする。</p>

改正後

改正前

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）

中津市木村記念美術館和室使用許可申請書

中津市木村記念美術館和室等使用許可申請書

年 月 日

年 月 日

中津市教育委員会 あて

中津市教育委員会 あて

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

申請者 住 所
氏 名 印
電 話

次のとおり、中津市木村記念美術館和室の使用の許可を申請します。

次のとおり、中津市木村記念美術館和室等の使用の許可を申請します。

使用目的			
使用日	年 月 日	人数	人
使用時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	午前 時 分	午後 時 分
使用施設	<u>館内和室</u>		
使用設備器具等			
※使用料	円		
備 考			

使用目的			
使用日	年 月 日	人数	人
使用時間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	午前 時 分	午後 時 分
使用施設	<u>館内和室 別棟和室1 別棟和室2 茶室</u>		
使用設備器具等			
※使用料	円		
備 考			

※欄には記入しないでください。

※欄には記入しないでください。

改正後

様式第2号（第3条関係）

中津市木村記念美術館和室使用許可書

年 月 日

様

中津市教育委員会

次のとおり、中津市木村記念美術館和室の使用を許可します。

使用目的			
使用日	年 月 日	人数	人
使用時間	午前 午後	時 分 ~	午前 午後
使用施設	<u>館内和室</u>		
使用設備器具等			
使用料	円		
備考			

様式第3号（第5条関係）略

改正前

様式第2号（第3条関係）

中津市木村記念美術館和室等使用許可書

年 月 日

様

中津市教育委員会

次のとおり、中津市木村記念美術館和室等の使用を許可します。

使用目的			
使用日	年 月 日	人数	人
使用時間	午前 午後	時 分 ~	午前 午後
使用施設	<u>館内和室 別棟和室1 別棟和室2 茶室</u>		
使用設備器具等			
使用料	円		
備考			

様式第3号（第5条関係）略

改正後

改正前

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

年 月 日

年 月 日

中津市長 あて

中津市長 あて

申請者
住 所
氏 名 印

申請者
住 所
氏 名 印

中津市木村記念美術館和室使用料免除申請書

中津市木村記念美術館和室等使用料免除申請書

次のとおり、使用料の免除を申請します。

次のとおり、使用料の免除を申請します。

申請の理由	
使用施設	<u>館内和室</u>
日 時	年 月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分
使用人員	
備 考	

申請の理由	
使用施設	<u>館内和室 別棟和室 1 別棟和室 2 茶室</u>
日 時	年 月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分
使用人員	
備 考	

様式第 5 号 (第 5 条関係) 略

様式第 5 号 (第 5 条関係) 略

改正後

改正前

様式第6号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

年 月 日

年 月 日

様

様

中津市長 印

中津市長 印

中津市木村記念美術館和室使用料免除許可書

中津市木村記念美術館和室等使用料免除許可書

次のとおり、使用料を免除します。

次のとおり、使用料を免除します。

使用施設	<u>館内和室</u>
日 時	年 月 日 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分
使用人員	
備 考	

使用施設	<u>館内和室 別棟和室1 別棟和室2 茶室</u>
日 時	年 月 日 午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分
使用人員	
備 考	

中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則の一部改正
について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年3月29日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則 の一部を改正する規則の概要

1. 提案理由

中津市歴史博物館協議会の設置に伴い、本規則の一部改正を行うもの

2. 内容

中津市歴史博物館協議会の設置に伴う中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正により、本規則に「中津市歴史博物館協議会」（社会教育課所管）の項目を加えるもの

3. 施行期日等

施行期日 平成31年4月1日から施行

中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則の一部を改正する規則
中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則（平成30年中教規則第8号）
の一部を次のように改正する。

第2条の表9の項の次に次のように加える。

9の2 中津市歴史博物館協議会	社会教育課
-----------------	-------

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会の附属機関の設置等に関する規則

改正後	改正前																		
<p>(庶務) 第2条 条例別表第2に定める教育委員会の附属機関について、その庶務を 処理する主管課は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(庶務) 第2条 条例別表第2に定める教育委員会の附属機関について、その庶務を 処理する主管課は、次の表のとおりとする。</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 397 618 442">附属機関</th> <th data-bbox="618 397 1066 442">主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 442 618 486">1～8 略</td> <td data-bbox="618 442 1066 486"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 486 618 531">9 中津文化会館運営審議会</td> <td data-bbox="618 486 1066 531">社会教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 531 618 576">9の2 中津市歴史博物館協議会</td> <td data-bbox="618 531 1066 576">社会教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 576 618 632">10～12 略</td> <td data-bbox="618 576 1066 632">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	主管課	1～8 略		9 中津文化会館運営審議会	社会教育課	9の2 中津市歴史博物館協議会	社会教育課	10～12 略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 397 1619 442">附属機関</th> <th data-bbox="1619 397 2063 442">主管課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 442 1619 486">1～8 略</td> <td data-bbox="1619 442 2063 486"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 486 1619 576">9 中津文化会館運営審議会 新設</td> <td data-bbox="1619 486 2063 576">社会教育課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 576 1619 632">10～12 略</td> <td data-bbox="1619 576 2063 632">略</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関	主管課	1～8 略		9 中津文化会館運営審議会 新設	社会教育課	10～12 略	略
附属機関	主管課																		
1～8 略																			
9 中津文化会館運営審議会	社会教育課																		
9の2 中津市歴史博物館協議会	社会教育課																		
10～12 略	略																		
附属機関	主管課																		
1～8 略																			
9 中津文化会館運営審議会 新設	社会教育課																		
10～12 略	略																		

中津市歴史博物館の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成31年3月29日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市歴史博物館の設置に伴う関係規則の整理に関する 規則の概要

1. 提案理由

中津市歴史博物館の設置に伴い、改正を行うもの。

2. 改正内容

中津市歴史博物館の設置に伴う関係規則

- ・ 中津市教育委員会公印規則
- ・ 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則
- ・ 中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則
について、「中津市歴史民俗資料館」を「中津市歴史博物館」に
名称を変更

3. 施行期日等

施行期日 平成 31 年 4 月 1 日から施行

中津市歴史博物館の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成31年 3月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市歴史博物館の設置に伴う関係規則の整理に関する規則
(中津市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 中津市教育委員会公印規則(昭和47年中教規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の14の項及び15の項を次のように改める。

14	中津市歴史博物館之印	てん書	方23	歴史博物館館長	博物館名をもってする文書
15	中津市歴史博物館長之印	てん書	方22	歴史博物館長	館長名をもってする文書

別表第2中第14号及び第15号を次のように改める。

(14)

(15)

中 津 市 歴 史 博 物 館 之 印
--

中 津 市 歴 史 博 物 館 長 之 印

(中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則の一部改正)

第2条 中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則(平成16年中教規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表を次のように改める。

課	機関	係その他の担当
社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター
	文化財室	文化財係 歴史博物館

第6条管理・文化振興係の項中第5号中「中津市歴史民俗資料館」を「中津市歴史博物館」に改める。

第7条歴史民俗資料館の項中「歴史民俗資料館」を「歴史博物館」とし、項中第1号中「歴史民俗資料館」を「歴史博物館」に改める。

第13条の表中

「

中津市歴史民俗資料館
中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例（平成8年中津市条例第4号）第2条に規定する医家史料館

」を

「

中津市歴史博物館
中津市歴史博物館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例（平成8年中津市条例第4号）第2条に規定する医家史料館

」に

改める。

（中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第3条 中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則（平成19年中教規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表事務職員及び技術職員の項中「館長（中津歴史民俗資料館）」を「館長（中津市歴史博物館）」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

新旧対照表

○中津市教育委員会公印規則

改正後						改正前																																			
別表第1 (第3条関係)						別表第1 (第3条関係)																																			
形式 番号	公印の名称	書体	寸法 (ミリ メー トル)	公印管守者	使用区分	形式 番号	公印の名称	書体	寸法 (ミリ メー トル)	公印管守者	使用区分																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																														
14	中津市歴史博物館之印	てん書	方23	歴史博物館 長	博物館名をも つてする文書	14	中津市歴史民俗 資料館之印	てん書	方23	歴史民俗資 料館長	資料館名をも つてする文書																														
15	中津市歴史博物館長之印	てん書	方22	歴史博物館 長	館長名をも つてする文書	15	中津市歴史民俗 資料館長之印	てん書	方22	歴史民俗資 料館長	館長名をも つてする文書																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																														
別表第2 (第3条関係)						別表第2 (第3条関係)																																			
(1) ~ (13) 略						(1) ~ (13) 略																																			
(14)						(14)																																			
(15)						(15)																																			
<table border="1"> <tr> <td>館</td> <td>歴</td> <td>中</td> </tr> <tr> <td>之</td> <td>史</td> <td>津</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>博</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物</td> <td></td> </tr> </table>		館	歴	中	之	史	津	印	博	市		物		<table border="1"> <tr> <td>中津市</td> </tr> <tr> <td>歴史博物</td> </tr> <tr> <td>館長之印</td> </tr> </table>				中津市	歴史博物	館長之印	<table border="1"> <tr> <td>料</td> <td>史</td> <td>中</td> </tr> <tr> <td>館</td> <td>民</td> <td>津</td> </tr> <tr> <td>之</td> <td>俗</td> <td>市</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>資</td> <td>歴</td> </tr> </table>		料	史	中	館	民	津	之	俗	市	印	資	歴	<table border="1"> <tr> <td>中津市歴史</td> </tr> <tr> <td>民俗資料館</td> </tr> <tr> <td>長之印</td> </tr> </table>				中津市歴史	民俗資料館	長之印
館	歴	中																																							
之	史	津																																							
印	博	市																																							
	物																																								
中津市																																									
歴史博物																																									
館長之印																																									
料	史	中																																							
館	民	津																																							
之	俗	市																																							
印	資	歴																																							
中津市歴史																																									
民俗資料館																																									
長之印																																									

新旧対照表

○中津市教育委員会事務局の組織及び処務規則

改正後	改正前																
<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に中欄に掲げる機関を置き、右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会教育課</td> <td style="text-align: center;">生涯学習推進室</td> <td style="text-align: center;">生涯学習推進係 生涯学習センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財室</td> <td style="text-align: center;">文化財係 <u>歴史博物館</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(社会教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 社会教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理・文化振興係</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) <u>中津市歴史博物館及び分館の維持管理に関すること。</u></p> <p>(6) ～ (11) 略</p> <p>(生涯学習推進室の分掌事務)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>(文化財室の分掌事務)</p> <p>第7条 文化財室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>文化財係</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p><u>歴史博物館</u></p> <p>(1) <u>中津市歴史博物館及び分館の運営に関すること。</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	課	機関	係その他の担当	社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター	文化財室	文化財係 <u>歴史博物館</u>	<p>(事務局の組織)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる課に中欄に掲げる機関を置き、右欄に掲げる係その他の担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課</th> <th style="text-align: center;">機関</th> <th style="text-align: center;">係その他の担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">社会教育課</td> <td style="text-align: center;">生涯学習推進室</td> <td style="text-align: center;">生涯学習推進係 生涯学習センター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">文化財室</td> <td style="text-align: center;">文化財係 <u>歴史民俗資料館</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(社会教育課の分掌事務)</p> <p>第6条 社会教育課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理・文化振興係</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) <u>中津市歴史民俗資料館及び分館の維持管理に関すること。</u></p> <p>(6) ～ (11) 略</p> <p>(生涯学習推進室の分掌事務)</p> <p>第6条の2 略</p> <p>(文化財室の分掌事務)</p> <p>第7条 文化財室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>文化財係</p> <p>(1) ～ (6) 略</p> <p><u>歴史民俗資料館</u></p> <p>(1) <u>中津市歴史民俗資料館及び分館の運営に関すること。</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p>	課	機関	係その他の担当	社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター	文化財室	文化財係 <u>歴史民俗資料館</u>
課	機関	係その他の担当															
社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター															
	文化財室	文化財係 <u>歴史博物館</u>															
課	機関	係その他の担当															
社会教育課	生涯学習推進室	生涯学習推進係 生涯学習センター															
	文化財室	文化財係 <u>歴史民俗資料館</u>															

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
職	職務の内容	職	職務の内容
略	略	略	略
中津市社会教育集会所条例（昭和56年中津市条例第20号）第2条に規定する集会所	社会教育課	中津市社会教育集会所条例（昭和56年中津市条例第20号）第2条に規定する集会所	社会教育課
中津市公民館条例（昭和59年中津市条例第32号）第2条に規定する公民館及び地区公民館		中津市公民館条例（昭和59年中津市条例第32号）第2条に規定する公民館及び地区公民館	
中津市生涯学習センター		中津市生涯学習センター	
中津文化会館		中津文化会館	
リル・ドリーム		リル・ドリーム	
中津市歴史博物館		中津市歴史民俗資料館	
中津市歴史博物館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例（平成8年中津市条例第4号）第2条に規定する医家史料館		中津市歴史民俗資料館分館医家史料館の設置及び管理に関する条例（平成8年中津市条例第4号）第2条に規定する医家史料館	
耶馬溪風物館		耶馬溪風物館	
福澤記念館		福澤記念館	
木村記念美術館		木村記念美術館	
略		略	

新旧対照表

○中津市教育委員会職員の職の設置に関する規則

改正後	改正前												
<p>(職名) 第2条 職員の職名は、次の表に掲げる職員の種類に応じ、同表職名の欄に定めるとおりとする。</p>	<p>(職名) 第2条 職員の職名は、次の表に掲げる職員の種類に応じ、同表職名の欄に定めるとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 400 618 443">職員の種類</th> <th data-bbox="618 400 1066 443">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 443 618 807">事務職員及び技術職員</td> <td data-bbox="618 443 1066 807">教育次長、課長、館長、室長、所長、主任研究員、参事、課長補佐、主幹（総括）、所長（生涯学習センター）、館長（歴史博物館）、副館長、場長、主幹、主査、副主任研究員、社会教育主事、指導主事、主任、主事、技師その他教育委員会が定める職名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 807 618 898">技能労務職員</td> <td data-bbox="618 807 1066 898">主幹、主査、主任、技師その他教育委員会が定める職名</td> </tr> </tbody> </table>	職員の種類	職名	事務職員及び技術職員	教育次長、課長、館長、室長、所長、主任研究員、参事、課長補佐、主幹（総括）、所長（生涯学習センター）、館長（歴史博物館）、副館長、場長、主幹、主査、副主任研究員、社会教育主事、指導主事、主任、主事、技師その他教育委員会が定める職名	技能労務職員	主幹、主査、主任、技師その他教育委員会が定める職名	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 400 1612 443">職員の種類</th> <th data-bbox="1612 400 2069 443">職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 443 1612 807">事務職員及び技術職員</td> <td data-bbox="1612 443 2069 807">教育次長、課長、館長、室長、所長、主任研究員、参事、課長補佐、主幹（総括）、所長（生涯学習センター）、館長（歴史民俗資料館）、副館長、場長、主幹、主査、副主任研究員、社会教育主事、指導主事、主任、主事、技師その他教育委員会が定める職名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 807 1612 898">技能労務職員</td> <td data-bbox="1612 807 2069 898">主幹、主査、主任、技師その他教育委員会が定める職名</td> </tr> </tbody> </table>	職員の種類	職名	事務職員及び技術職員	教育次長、課長、館長、室長、所長、主任研究員、参事、課長補佐、主幹（総括）、所長（生涯学習センター）、館長（歴史民俗資料館）、副館長、場長、主幹、主査、副主任研究員、社会教育主事、指導主事、主任、主事、技師その他教育委員会が定める職名	技能労務職員	主幹、主査、主任、技師その他教育委員会が定める職名
職員の種類	職名												
事務職員及び技術職員	教育次長、課長、館長、室長、所長、主任研究員、参事、課長補佐、主幹（総括）、所長（生涯学習センター）、館長（歴史博物館）、副館長、場長、主幹、主査、副主任研究員、社会教育主事、指導主事、主任、主事、技師その他教育委員会が定める職名												
技能労務職員	主幹、主査、主任、技師その他教育委員会が定める職名												
職員の種類	職名												
事務職員及び技術職員	教育次長、課長、館長、室長、所長、主任研究員、参事、課長補佐、主幹（総括）、所長（生涯学習センター）、館長（歴史民俗資料館）、副館長、場長、主幹、主査、副主任研究員、社会教育主事、指導主事、主任、主事、技師その他教育委員会が定める職名												
技能労務職員	主幹、主査、主任、技師その他教育委員会が定める職名												

平成31年第1回定例市議会一般質問について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成31年3月29日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

平成31年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
1	19番	相良 卓紀	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合併をふり返って <ol style="list-style-type: none"> ① 県政と市政の違いについて ② 合併の検証について 2. 合併から15年目を迎え夢のある市政について <ol style="list-style-type: none"> ① 高速道路網の活用による夢について ② 情報通信網の活用による夢について ③ 日本遺産・サイクリングロードの活用による夢について ④ 映画館の活用による夢について ⑤ 過疎計画の活用による夢について ⑥ 2期目に向けた市長の夢について 	市長 教育長 関係者
2	12番	大塚 正俊	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人材の受入れ・共生に向けて <ol style="list-style-type: none"> ① 外国人労働者の実態把握の現状 ② 市内で発生している外国人労働者に対する苦情 ③ 総合的対応策における市が担う施策や負担額 2. サービス業誘致による雇用の拡大 <ol style="list-style-type: none"> ① 映画館の立地協定に至る経過 ② 立地における会社側の支援要請 3. 中津市史の編さんについて <ol style="list-style-type: none"> ① 現在までの進捗状況 ② 編さん組織の立ち上げ時期と完成予定年度 4. 城下町の旧町名の復活について <ol style="list-style-type: none"> ① 現在までの進捗状況 ② 今後の取り組み 5. 小中学生の遠距離通学費の無償化 <ol style="list-style-type: none"> ① 検討の状況 ② 見直しの時期 	市長 教育長 関係者
3	17番	木ノ下 素信	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域共生社会を目指して <ol style="list-style-type: none"> ① 地域で暮らす高齢者等の困りごとの把握と解決策 ② 市が行うこと ③ 移動手段の確保に向けて 2. 福澤諭吉先生をもっと知ろう <ol style="list-style-type: none"> ① 学びの状況 ② 新中津市学校の活用 ③ 中津のPRを多くの市民ができるように 3. 教育委員会の不祥事への対応 <ol style="list-style-type: none"> ① 事件発覚から今日までの経過 ② 不正受給疑惑調査プロジェクトチーム ③ 第三者委員会 ④ 教育委員会としてのけじめ 	市長 教育長 関係者
4	13番	吉村 尚久	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の障がい者の避難について <ol style="list-style-type: none"> ① 要援護者名簿の作成状況 ② 個別支援計画の作成状況 ③ 災害時に障がい者の命を守るための手立てとして ④ 防災担当と福祉担当の連携 ⑤ 防災にも必要な日常的な地域でのつながり 2. 登下校での子どもの命を守るために <ol style="list-style-type: none"> ① 登下校時の交通事故の実態と要因 ② 交通事故防止対策として ③ 登下校時の不審者の実態 ④ 不審者対策として 	市長 教育長 関係者

平成31年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
5	5番	三上 英 範	<ol style="list-style-type: none"> 平成24年災害と29年災害の同一箇所の被災については負担金の減免を <ol style="list-style-type: none"> 平成24年災害と29年災害の同一箇所の被災については負担金の減免を 国の「農政」押し付けではなく、中津市の農家、林家の要望に即した施策の実施を <ol style="list-style-type: none"> 「官邸農政」と言われる安倍政権の農政に対する執行部の認識の再確認と農業を巡る国際的な流れ（家族農業の10年）の認識は 農業林業支援の具体策 課税・財政（社会保険料徴収）の原則と経済的な不安のない安心できる市民生活 <ol style="list-style-type: none"> 国保税は積み立てより国保税の引き下げを 国民年金で利用できる特養ホームの建設 市発注の公共事業の在り方 <ol style="list-style-type: none"> 市内業者の定義と市内業者への発注について 市民病院の運営は、市民の意見要望をもっと尊重すべきでは <ol style="list-style-type: none"> 高度救急医療と市民病院に対する市民の要望の乖離 エイジング・インプレイスの検討 補助金不正受給 <ol style="list-style-type: none"> 再発防止に向けて 	市長 教育長 関係者
6	14番	今井 義 人	<ol style="list-style-type: none"> 福祉政策の充実について <ol style="list-style-type: none"> 認知症の方の行方不明対策 搜索訓練 市民生活の安定について <ol style="list-style-type: none"> 外国人の土地購入について制限条例制定を 水道事業の民営化 体育施設の指定管理 農業の振興について <ol style="list-style-type: none"> 日・欧の貿易関税 教育委員会に係る不祥事 <ol style="list-style-type: none"> 教育委員会の対応 	市長 教育長 関係者
7	16番	千木良 孝之	<ol style="list-style-type: none"> 地方創生戦略の取り組み状況と現在までの成果について <ol style="list-style-type: none"> 中津市の地域や産業が行う未来志向（企業誘致、中津港、地元企業の活性化） 人を呼び込み中津を元気にする（空き家の活用、地域への移住、定住促進、観光） 中津の未来を担う人材を育てる（市内で働ける環境、人材育成、子育て環境） 安心して住み続けたいと思える中津を目指す（モデル地区の活性化、災害に備えた安全なまち、公共交通） 	市長 教育長 関係者
8	6番	川内 八千代	<ol style="list-style-type: none"> 弱者を守る中津市政を <ol style="list-style-type: none"> 国保税引き下げ 介護保険料・利用料の負担軽減 国民年金で入れる高齢者施設の増設 高齢者、障がい者の移動手段確保、コミュニティバス充実、乗り合いタクシー創設 小中学生の医療費は完全無料にして高校生まで無料に 公金の不正受領事件の責任について <ol style="list-style-type: none"> 職員の管理、監督責任について、市民に迷惑をかけないために 	市長 教育長 関係者
9	11番	須賀 瑠美子	<ol style="list-style-type: none"> 北九州市との連携促進で観光振興を <ol style="list-style-type: none"> 北九州市と中津市との歴史的背景と連携の現状 サイクリングロード活用の現状と課題 スポーツイベント観光（トライアスロン） ごみ減量対策 <ol style="list-style-type: none"> セメント化の効果と費用 リサイクル率の推移、今後の取り組み、課題 サンリブ内プレイルームについて <ol style="list-style-type: none"> 年間運営費、利用者の内訳、効果、今後の課題 見守りボランティアの育成 村上記念童心館にプレイリーダー育成講座を 大分県東京事務所内中津事務所の役割と実績 <ol style="list-style-type: none"> 在京、中津出身者との連携、取り組みは 	市長 関係者

平成31年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
10	15番	松井 康之	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国人の増加による問題点 <ol style="list-style-type: none"> ①受け入れ環境の整備は ②文化の壁を乗り越えるために ③ブラック企業等に対する相談、実態把握は 2. スマート農業をどのように思うか <ol style="list-style-type: none"> ①中津での可能性 ②農地の集積、集約化は 3. 防災に対する市民意識の啓発 <ol style="list-style-type: none"> ①地域コミュニティの確立、自分の問題にするためには ②学校での意識改革は ③救助現場における救助的トリアージ 	市長 教育長 関係者
11	7番	荒木 ひろ子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住み続けられるまちづくりを <ol style="list-style-type: none"> ①国保税の負担軽減 ②介護・福祉の市民サービスの連携と充実 2. 買い物、通院の支援の充実 3. 子育ての充実 4. 市道上池永宮永線の改良方針 5. 木村記念美術館の運営方針 6. 公金不正受給事件の解明と責任 	市長 教育長 関係者
12	9番	小住 利子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災対策について <ol style="list-style-type: none"> ①女性防災士部会のスキルアップ研修 ②乳児用液体ミルクの備蓄 ③緊急通報システムNet119 2. 高齢者支援について <ol style="list-style-type: none"> ①介護する側の悩み相談の現状と対策 ②今後の取り組み 3. これまでの質問に対してのその後について <ol style="list-style-type: none"> ①重度障がい者の医療費還付手続き（自動償還払い） ②ヘルプマーク・ヘルプカードの導入、普及啓発は ③「手話言語条例」の制定は ④高齢者肺炎球菌ワクチン接種の経過措置の延長は ⑤「がん教育」の取り組み ⑥庁舎内の禁煙対策は ⑦「お悔やみコーナー」の設置は ⑧高齢者の移動手段の拡充（ご要望の地域は小祝、下宮永、如水） 	市長 教育長 関係者
13	26番	中西 伸之	<ol style="list-style-type: none"> 1. 4年間の議会活動を通してやり残した課題について <ol style="list-style-type: none"> ①サニーホール1階調理室内の冷暖房の設置 ②災害避難所であるサニーホール文化ホール入口の雨漏り ③耶馬溪アクアパーク運営に対する人員配置確保 ④市職員採用に対する地元採用の考え方について ⑤馬溪橋近くの工事に伴う市道の整備 2. 5年先を見据えた農業支援について <ol style="list-style-type: none"> ①農道、水路の整備に対する支援策は ②現在実施している原材料支給予算の増額について 3. 市職員の管理職手当について <ol style="list-style-type: none"> ①旧下毛地区に勤務する各課長、三光、本耶馬溪、耶馬溪、山国の12人の課長に対する管理職手当を元に戻す考えはないのか 	市長 教育長 関係者
14	22番	村本 幸次	<ol style="list-style-type: none"> 1. 再犯防止推進計画について <ol style="list-style-type: none"> ①大分県において、現在の進捗状況は 2. 市民との対話について <ol style="list-style-type: none"> ①出前講座での件数と事業内容は 3. 地域への貢献度について <ol style="list-style-type: none"> ①退職される執行部の部長クラスにおいて第2の人生としての心意気は 	市長 教育長 関係者

平成31年第1回定例会 一般質問通告書

順位	議席	氏名	質問の要旨	答弁者
15	8番	松葉 民雄	1. ため池の管理について ①中津市内のため池の目的別の数 ②管理者責任（災害時、事故、不衛生） ③総点検の結果とその内容 ④管理費、廃止費用のための補助事業 2. 基金運用について ①基金運用の取り組みと成果 ②今後の方針と組織体制 3. 子育て支援について ①幼保無料化の影響と対策 ②0歳児～2歳児の取り組み 4. スポーツ振興について ①生徒数の減少で活動できないクラブの取り組み ②フットサルの活動支援 5. 鳥獣被害対策について ①猟友会の推移と活動実態 ②捕獲補助金の税額免除などの助成ができないか ③防護柵補強対策 ④カラス被害対策と補助金 6. 長者屋敷官衙遺跡について ①今後の計画 ②施設管理と防犯対策 7. 危険な状態になった雑木の管理について ①管理責任	市長 教育長 関係者
16	25番	草野 修一	1. 政策としての「暮らし満足ナンバーワン」について ①政策の目指すものは（基本コンセプト） ②暮らし満足度の基準は ③実現に向けての具体的な施策は ④施策にかかわる財源措置は ⑤政策についての市民の認知度・理解度は ⑥暮らし満足についての調査は ⑦今後の課題は 2. 山国地区の地域振興について ①山国地区の人口の現状は ②農業・林業・商工業等地域産業の課題は ③周辺地域で山国地区独特の課題は ④山国地域を持続し守っていくために必要なことは ⑤行政が周辺地域対策において、財政部門主導のコストパフォーマンス施策を進めれば山国は持続不可能地域となると思うが	市長 関係者
17	1番	古森 三千年	1. 災害時における備蓄箇所について ①箇所数 ②品名と数 2. はしご車について ①はしご車の出動状況と出動基準 ②使用時の配置基準 3. オイルダンパーについて ①市民病院の調査結果 4. グリーンカーテンについて ①クーラー取り付け2年前後実施数	市長 教育長 関係者

教育委員会事務局職員の人事異動（内示）について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成31年3月29日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

3月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
1日(金)	:	市議会一般質問(2/26~3/1)		補助金不正受給の質問有り
2日(土)	8:30	耶馬溪フットサル交流会	耶馬溪海洋センター	
	13:00	津民地区公民館まつり	津民地区公民館	
3日(日)	9:00	三光文化祭	三光公民館	
	9:00	深耶馬地区公民館まつり	深耶馬地区公民館	
	10:00	平成30年度まなびんフェスタ	まなびん館	
	13:00	城井地区公民館まつり	城井地区公民館	
4日(月)	10:00	「第33回国民文化祭中津市実行委員会、第18回全国障害者芸術・文化祭中津市実行委員会」第3回総会	図書館研修室	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
5日(火)	:			
6日(水)	:			
7日(木)	:	市議会議案質疑		学校運営協議会ほか
8日(金)	:	中学校卒業式	各中学校	感動的
9日(土)	13:00	平成30年度中津市生涯学習大学 大学祭及び閉講式	中津文化会館	
10日(日)	9:30	大幡コミュニティーセンター祭り	大幡コミュニティーセンター	
	10:00	やまくに生涯学習まつり	コアやまくに	
	13:00	下郷地区公民館まつり	下郷地区公民館	
11日(月)	:	市議会議案質疑		
	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
12日(火)	:			
13日(水)	:	市議会教育建設委員会		新歴史博物館ほか
	19:00	ヨガ健康教室in耶馬溪	耶馬溪海洋センター	
14日(木)	:			
15日(金)	:			
16日(土)	10:00	本耶馬溪公民館まつり(~17日)	本耶馬溪公民館	
	13:30	平成30年度中津市「協育」フォーラム	小幡コミュニティーセンター	
17日(日)	:			
18日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
18日(月)	:	新中津市学校開設準備委員会		8月1日開設に向け基本方針確認
20日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	
	:	小学校卒業式	各小学校	良い雰囲気
	14:00	日本遺産トークイベント	小幡記念図書館	日本遺産の地域としての取組み
21日(木)	:			
22日(金)	:	市議会最終日		新教育長議会同意
	:	幼稚園卒園式	各幼稚園	
23日(土)	:			
24日(日)	:			
25日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	
26日(火)	:	修了式	各小中学校	
28日(木)	:	総合教育会議		教育振興基本計画ほか
28日(木)	9:00	耶馬溪高年大学卒業式	耶馬溪公民館	
29日(金)	10:00	定例教育委員会	教育委員会室	教育長他
	18:30	ミュージカル「山国川奇譚 鶴市愛歌」	中津文化会館	チケット完売
30日(土)	:			
31日(日)	:			

4月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(月)	:				
2日(火)	:				
3日(水)	:				
4日(木)	:				
5日(金)	:				
6日(土)	10:00	八面山スケッチ大会	八面山野外音楽堂 周辺	社会教育課	
7日(日)	:				
8日(月)	:	小・中学校始業式	各小・中学校	学校教育課	
	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
9日(火)	13:30	中津市生涯学習大学開校式	小幡記念図書館	社会教育課	
10日(水)	:	中学校入学式	各中学校	学校教育課	
11日(木)	:	小学校入学式	各小学校	学校教育課	
12日(金)	:	幼稚園入学式	各幼稚園	学校教育課	
13日(土)	:				
14日(日)	:				
15日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
16日(火)	:				
17日(水)	10:30	あかちゃんタイム&赤ちゃんおはなし会	小幡記念図書館	小幡記念図書館	
18日(木)	:				
19日(金)	10:00	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
20日(土)	:				
21日(日)	:				
22日(月)	11:00	おはなし会(幼児向け)	図書館視聴覚室	小幡記念図書館	
23日(火)	:				
24日(水)	:				
25日(木)	:				
26日(金)	:				
27日(土)	9:00	第29回 八面山平和マラソン大会	三光総合運動公園 多目的グラウンド	体育・給食課	
28日(日)	:				
29日(月)	:				
30日(火)	:				
31日(水)	:				